



県職員の給与

キビタンの
わかる
県政

福島県の職員(一般職員、教員、警察官など)の
給与についてお知らせします。

1 人件費の状況 (平成27年度普通会計決算)

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
千円	千円	千円	13.6%
1,931,855,266	7,779,857	262,483,881	(前年度13.7%)

※人件費には、特別職に支給される報酬なども含まれています。
(参考) 一般職に属する職員数: 平成28年4月1日現在 26,400人
(平成27年4月1日現在 26,510人)

2 初任給月額及び平均年齢並びに平均給料月額の状況

区分	初任給		平均年齢	平均給料月額
	学歴区分	給料月額		
一般行政職員	大学卒	188,400円	42.7歳	331,000円
	高校卒	153,200円		
警察官	大学卒	215,600円	37.8歳	321,200円
	高校卒	174,500円		
高等学校教員	大学卒	210,500円	44.8歳	397,900円
小・中学校教員	大学卒	210,500円	47.6歳	405,500円

※平均給料月額については、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均を記載しています。

3 職員手当の状況

職員には、国に準じて次のような手当が支給されています。

○毎月支給される手当

扶養手当	扶養親族をもつ職員に対して支給。
地域手当	県外の特定地域に勤務する職員および採用が困難な医師に対して支給。
住居手当	借家に住居し家賃を負担している職員に対して支給。
通勤手当	使用する交通機関所要額および自動車などの使用距離に応じて支給。
単身赴任手当	人事異動により単身赴任となる職員に対して支給。

○勤務実績によって支給される手当

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給。
特殊勤務手当	危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に対して支給。

○その他

期末・勤勉手当	年間4.15月分を2回に分けて支給。職制上の段階、職務の級による加算措置あり。
退職手当	退職者に対して下記のとおり支給。

支給率	退職事由	自己都合		定年・勤奨	平均支給額
		平成28年4月1日現在	平成27年度		
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分		19,407千円
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
	勤続35年	41.325月分	49.59月分		
	最高限度	49.59月分	49.59月分		

※定年前早期退職者に対する加算措置があります(2~20%)。

4 特別職の報酬等の状況 ※平成28年4月1日現在

給料月額		議員報酬月額	
知事	1,056,000円 (1,320,000円)	議長	1,010,000円
副知事	875,500円 (1,030,000円)	議員	830,000円
		副議長	900,000円

※1 知事・副知事の給料月額については、それぞれ20%、15%の給与カット後の額を記載しています。

※2 給料月額の()書きは、上記の給与カット前の額を記載しています。



5 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	合計
標準的な職務	主事技師	主事技師	主査副主査	主任主査主査	副課長主任主査	本庁課長主幹	本庁部次長本庁課長	本庁部次長	本庁部長	本庁部長	
職員数	990人	604人	831人	2,302人	667人	749人	142人	52人	31人	2人	6,370人
構成比	15.6%	9.5%	13.0%	36.1%	10.5%	11.8%	2.2%	0.8%	0.5%	0.0%	100.0%

※代表的な職種である一般行政職員に適用されている級別標準職務とその職員数および構成比の平成28年4月1日現在の状況です。※構成比は小数点第2位を四捨五入しています。

※ここに使用している数値は、平成28年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」などをもとにしたものです。

☎ 県庁人事課 ☎024(521)7035

詳しくは、ホームページをご覧ください。

平成28年福島県人事行政の運営等

検索

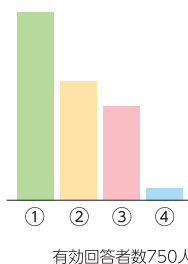
県民の声ミニアンケート 12月号のアンケート結果



Q 冬は火災が心配な季節。

「住宅用火災警報器」についてあなたが知っていることをすべて選んでください。(④以外は複数選択可)

- ①住宅には設置の義務がある……………668人
- ②定期点検が必要である……………415人
- ③設置後10年での交換が推奨されている…336人
- ④上記のいずれも知らなかった……………44人



住宅用火災警報器

平成18年6月に新築住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化され、10年がたちました(既存住宅は平成23年6月から義務化)。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れで作動しなくなることがあります。10年を目安に交換しましょう。定期的な作動点検も行ってください。

☎ 県庁消防保安課 ☎024(521)7190